

Client Alert

15 January 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



稲垣 朋子
シニア・アソシエイト
03 6271 9492
Tomoko.Inagaki@bakermckenzie.com

インドネシア：憲法裁判所が、商標法における 不使用取消期間を5年に改正する判決を下す

2024年7月30日、インドネシアの憲法裁判所は、商標および地理的表示に関する法律2016年第20号（以下、「商標法」）第74条第1項、第2項および第3項の解釈を争った現地の個人による司法審査請求に由来する判決第144/PUU-XXI/2023号を下した。本件において、憲法裁判所は、商標法第74条第1項および第2項の規定を改正し、商標法における不使用取消期間を5年とする判決を下した。

特許・実用新案出願の所定手数料

2024年7月30日、インドネシア憲法裁判所は、商標法第74条第1項を改正し、「3年間」の不使用期間を「5年間」に延長した。

商標法第74条第1項は、商標権者が商標登録日又は最後の商業的な使用の日から継続して3年間商標を使用していない場合、商標登録は不使用に基づき利害関係のある第三者から取消しの訴えを提起される可能性があるとして規定している。商標法第74条第2項では、不使用取消訴訟の例外として、「不可抗力による登録商標の不使用」は取消しの対象としない旨が規定されている。今回の判決において、商標法第74条第2項の「不可抗力」には「経済・金融危機、天災地変、パンデミック」が含まれると定義された。

今回の憲法裁判所の判決を受け、旧条文は、以下の通り改正された。

商標法第74条第1項原文 (改正前)	憲法裁判所の判決を受けた商標法 第74条第1項の改正規定
「登録商標の抹消請求は、利害関係人である第三者が、登録日または最後の使用日から継続して3年間、商品および／または役務の取引において商標が使用されていないことを理由として、商事裁判所に訴訟を提起することによって行うことができる。	「登録商標の抹消請求は、利害関係のある第三者が、登録日または最後の使用日から継続して5年間、商品および／または役務の取引において商標が使用されていないことを理由として、商事裁判所に訴訟を提起することによって行うことができる。
商標法第74条第2項原文 (改正前)	憲法裁判所の判決を受けた商標法第 74条第2項の改正規定の改正 規定
「第一項の商標の不使用の理由は、以下の場合には適用されない： a. ... b. ... c. その他政令で定める類似の禁止事項	「第一項の商標の不使用の理由は、以下の場合には適用されない： a. ... b. ... c. その他政令で定める類似の禁止、不可抗力による場合を含む

判決の中で、裁判官は、不使用に基づく取消しを認める商標法の規定は、インドネシアの経済的成長を裏付ける商業的な活動において、特に登録商標が



使用されることを保証するために、依然として極めて重要であると強調した。しかしながら、裁判官は、商標第 74 条第 1 項は、商標権者（中小企業を含む）が商業活動において商標を使用するための十分な準備期間を与えるための規定であることから、不使用取消期間は商標法第 74 条第 1 項により最長 5 年に調整される必要があると述べた。加えて、憲法裁判所は、5 年への延長は、先行商標登録との類似性に基づく商標登録に対する取消訴訟の法定期限（取消訴訟の対象となる商標の登録日から 5 年）との整合性についても言及した。

本判決による実務への影響

憲法裁判所が商標法第 74 条第 1 項および第 2 項を改正したことに伴い、理論上、同条に基づく従前の規定は法的拘束力を失った。

インドネシアにおいては、裁判所による法改正は、事前の法律改正を必要としないとされている。そのため、今回の憲法裁判所の判決により、不使用取消の対象となるのは、「登録後 5 年経過している登録商標」に変更された。この憲法裁判所の判決はごく最近のものであるため、今後の裁判実務を見守る必要がある。特に、憲法裁判所の判決で示された商標法第 74 条第 1 項および第 2 項の改正を受けて、商事裁判所などが今後、実際に不使用取消事件をどのように扱うのか注視したい。

上記記事の英語版は[こちら](#)。